

## 議題（４）箕面市オレンジゆずるバス再編計画（素案）及び今後のスケジュール（案）について

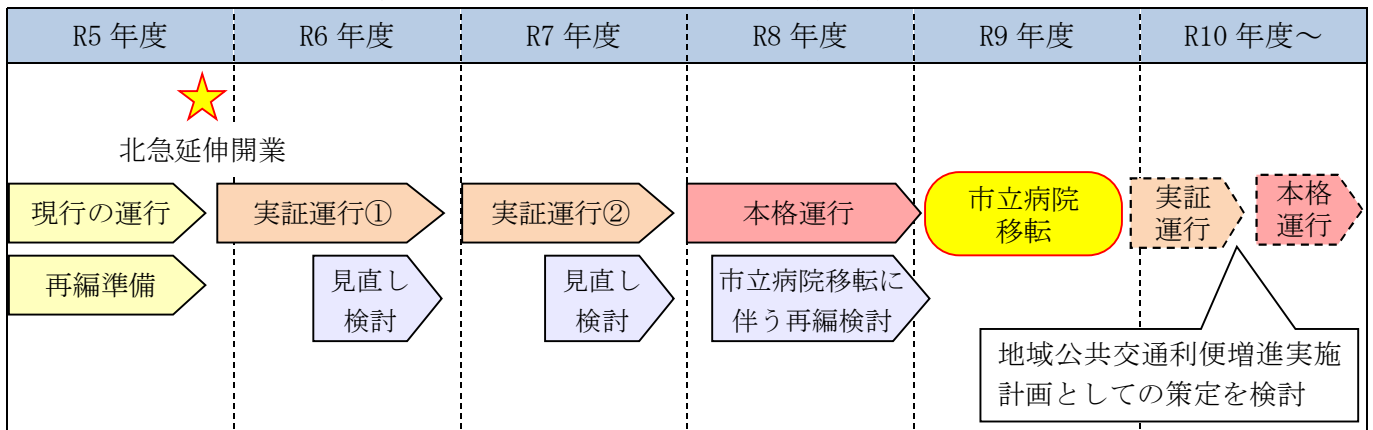
### 1. オレンジゆずるバス再編計画（素案）について

#### （１）計画の位置づけについて

- ◆前回の協議会において、「再編にあたって社会実験路線という位置づけで、運行の内容が確定していない場合、地域公共交通活性化再生法（以下「法」という。）に基づく地域公共交通利便増進実施計画として大臣認定を受けるのは難しいのではないか」との指摘があった。
- ◆オレンジゆずるバスの再編にあたっては、一定の見直し基準を設け、社会実験期間の利用実態に応じて、ルートやダイヤを見直していくこととなるため、協議会での指摘を受け、今回の計画策定にあたっては、法に基づかない任意の計画として策定する。

#### （２）オレンジゆずるバス再編の流れ及び利便増進計画としての策定期間について

- ◆北急延伸開業に伴うオレンジゆずるバス再編について、運行当初は実証運行とし、見直し基準の達成状況や路線バスの見直し内容等を踏まえて、適時見直しを行う。
- ◆なお、令和9年度には市立病院の船場東地区への移転が計画されており、市立病院へのアクセス機能として重要な役割を果たしているオレンジゆずるバスについても改めて再編する必要があるため、市立病院の移転に伴う再編後の運行が本格運行に移行する際に、法に基づく地域公共交通利便増進実施計画としての策定を再度検討する。



#### （３）計画の名称について

- ◆前回の協議会において、「大臣認定を受けない任意の計画として策定するのであれば、制度的に規定はないものの計画名称も任意の計画と分かるよう工夫すべき」との指摘があった。
- ◆協議会での指摘を受け、市民にとっても分かりやすい「箕面市オレンジゆずるバス再編計画」として策定を進める。

#### （４）計画（素案）について

- ◆これまでの協議結果を踏まえ作成した「箕面市オレンジゆずるバス再編計画（素案）」は別冊のとおりである。

## 2. 今後のスケジュール（案）について

- ◆本日の協議会で提示している計画（素案）についてご確認のうえ、意見がある場合は、2月17日（金）までに事務局へご連絡いただく。
- ◆各委員からの指摘・修正を反映させた計画（素案）をもって、3月上旬ごろからパブリックコメントを実施する。
- ◆パブリックコメントの実施後、協議会において市民意見を取りまとめ、必要に応じて計画内容に加筆・修正を行った上でオレンジゆずるバス再編計画を策定し、公表する。

